

## ハード整備支援

- ・既存の宿泊施設がバリアフリー改修を行うための設計費や工事費を支援

補助対象	ユニバーサルツーリズム取組宣言を行った既存の宿泊施設
対象経費	バリアフリー改修にかかる費用 ①バリアフリー改修設計 ②バリアフリー改修工事（エレベーター工事無し） ③バリアフリー改修工事（エレベーター工事のみ） ④バリアフリー改修工事（エレベーター工事有り）
補助率	1/2 (上限額:①250万円,②800万円,③1,000万円,④1,800万円)
対象箇所	出入口、廊下、階段、スロープ、エレベーター等昇降機、 トイレ、浴室、客室、敷地内の通路、駐車場、案内サイン等
補助要件	・福祉のまちづくり条例に規定する <u>整備基準と同等以上のバリアフリー化</u> ・チェック&アドバイス制度を活用

設計、工事どちらか  
一方のみの補助も可能

例：スロープを設置する場合  
・急勾配としない  
・手すりを設ける など

# ハード整備支援 補助金申請の例

築年数 : 40年 (福祉のまちづくり条例が施行される平成5年よりも前の建物)

用途 : 旅館 (2階建、車椅子客室なし、エレベーターあり)

客室数 : 50室

床面積 : 2,500m<sup>2</sup>

2階に車椅子で利用できる客室がほしい…

エレベーターも改修したい…

## ○補助対象

- ※条例の基準 : 50室以上 → 車椅子客室1室以上必要 (出入口幅や浴室仕様等の基準あり)
- ※50室以上のため、車椅子客室は条例の基準以上

## ○補助対象

- ※条例基準 : 2,000m<sup>2</sup>以上 → エレベーター必要 (カゴ寸法や音声案内装置の仕様等の基準あり)
- ※2,000m<sup>2</sup>以上のため、エレベーターは条例基準以上のものが補助対象

## 補助金額の計算

設計費 : 400万円 →  $400万円 \times 1/2 = 200万円 < 250万円$  → 補助金額 : 200万円  
(補助上限額)

工事費 : 4000万円 →  $4000万円 \times 1/2 = 2000万円 > 1800万円$  → 補助金額 : 1800万円  
(補助上限額)

# バリアフリー改修の事例（スロープ）



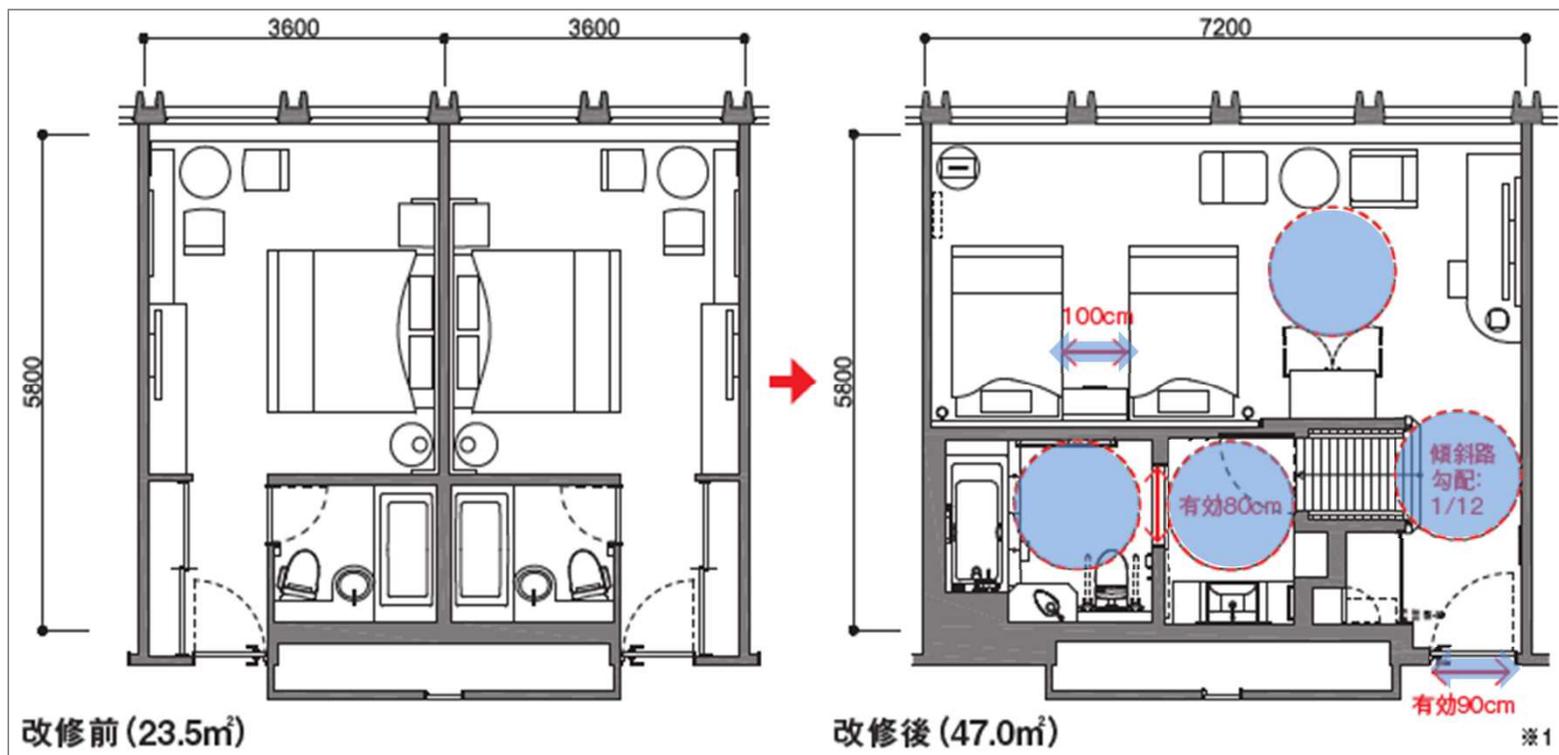
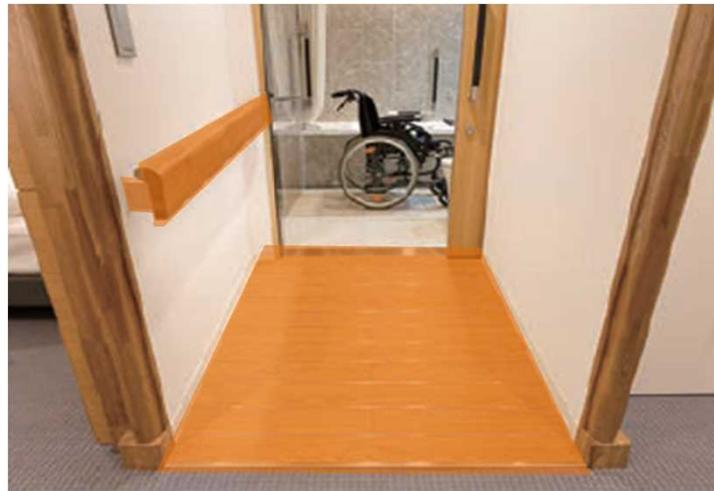
※画像：国土交通省発行「ホテル又は旅館における高齢者等の円滑な利用に配慮した建築設計標準 追補版」より

# バリアフリー改修の事例（トイレ・浴室）



※画像：国土交通省発行「ホテル又は旅館における高齢者等の円滑な利用に配慮した建築設計標準 追補版」より

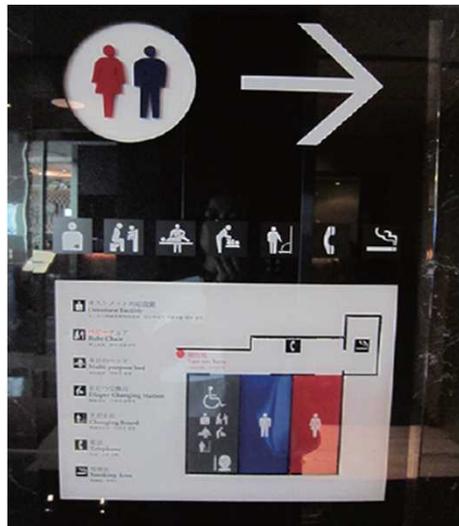
# バリアフリー改修の事例（バリアフリールーム・ユニバーサルルーム）



※画像・図面：国土交通省発行「ホテル又は旅館における高齢者等の円滑な利用に配慮した建築設計標準 追補版」より

# バリアフリー改修の事例（車椅子用駐車場、案内サイン等）

触知案内サイン・音声誘導



浮き文字による室名表示

フラッシュライト



カメラ付き  
インターホン

# ハード整備支援 チェック&アドバイス制度について

## ・チェック&アドバイス制度とは

- ・ 建築や福祉の専門家と、車椅子使用者や視覚・聴覚障害者等がアドバイザーとして実際に施設を訪れ、点検・助言する制度です。
- ・ アドバイザーは、県が実施する研修を受講し登録を受けた方々です。
- ・ 宿泊施設側の困りごとやハード整備が難しいケース等にも配慮して助言します。
- ・ 無料でご利用いただけます。



点検・助言の様子



助言の例①：点字ブロック  
周囲のコントラスト



助言の例②：車椅子  
対応トイレのフック

## ・制度活用のタイミング

- ・ 工事の開始までに活用いただくようお願いします。（申請時点では受けなくてよい）
- ・ 点検・助言の内容を可能な範囲で工事に反映していただけると幸いです。  
※反映はあくまで事業者様の任意です。  
※費用面等で難しい内容は、反映していただかなくても問題ありません。

# ハード整備支援 補助金交付までの流れ

申請者

**STEP 1 補助金交付申請書・添付書類の提出**

県

**STEP 2 審査**

※審査期間は1ヶ月程度

**STEP 3 補助金の交付決定**

※交付決定よりも前に着手した場合は、補助対象外です。

※設計事務所や工事施工者と契約した日を着手日とみなします。

申請者

**STEP 4 バリアフリー改修設計又は工事を実施**

**STEP 5 実績報告書の提出**

※原則として、申請した年度内に完了する必要がありますが、  
工期等の関係で難しい場合は、事前にご相談ください。

県

**STEP 6 審査**

※設計の場合は、図面等成果物の確認を行います。

※工事の場合は、現地確認を行います。

**STEP 7 補助金の交付**

- ・ 国の補助金や、県の別の補助金を受ける場合は補助対象外
- ・ 建築確認申請や条例に基づく届出が必要な行為（増築・用途変更等）は補助対象外  
※ただし、エレベーター、車椅子で使用できる客室やトイレがない建築物にこれらを整備することが目的である場合は補助対象。
- ・ 土地の売買の経費は補助対象外
- ・ 現行の補助制度は令和6年度末までに着手する事業が対象  
（令和7年度以降の補助制度は未定）